

研究活動における不正行為への対応等に関する規程

(制定：平成27年4月1日)

(趣旨)

第1条 この規程は、工学院大学（以下「本学」という。）において行われる研究活動における不正行為が生じた場合に厳正かつ適切に対応するための措置等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「不正行為」とは、研究者倫理に背馳し、研究活動および研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学コミュニケーションを妨げる次の各号に掲げる特定不正行為をいう。具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん、および他者の研究成果等の盗用をいう。

(1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

2 前項の特定不正行為のほか、他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなども不正行為として取り扱う。

3 この規程において、「研究者等」とは、本学において研究に携わる教職員、学部・大学院学生、客員研究員およびその他本学の公的研究費の運営・管理に係わるすべての者をいう。

4 この規程において、「部局等」とは、先進工学部、工学部、建築学部、情報学部、グローバルエンジニアリング学部、教育推進機構、総合研究所（研究センター）、公的研究費の運営・管理に係わる事務部局をいう。

5 この規程において、「配分機関等および文部科学省」とは、文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金を配分する機関をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等（以下同じ）は、科学研究の実施は社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、公正な研究活動を遂行しなければならない。

2 共同研究における個々の研究者間の役割分担および責任を明確にし、研究データの適正な記録保存や厳正な取扱いを徹底しなければならない。

3 研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティへ公開しなければならない。

4 研究の実施にあたり、法令や本学の諸規程を遵守しなければならない。

5 不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的根拠を示し、説明しなければならない。

6 この規程に定める事項および第5条に規定する統括管理責任者の指示に従わなければならない。

7 第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が実施する研究倫理教育研修を受講しなければならない。

8 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進しなければならない。

(最高管理責任者)

- 第4条 本学に、本学全体を統括して研究活動における不正行為防止について最終的な責任を負う最高管理責任者を置く。
- 2 最高管理責任者は、学長をもってこれに充て、職名を公開する。
 - 3 最高管理責任者は、研究活動における不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定および周知するとともに、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者と連携し、必要な措置を講じなければならない。
 - 4 最高管理責任者は、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究活動における不正行為の防止に関する措置を適切に行うことができるよう、リーダーシップを発揮しなければならない。
 - 5 最高管理責任者は、研究活動における不正を防止するための具体的な不正防止計画を策定し、また、研究活動上の不正行為を発生させる要因を把握し、その対応のため、自ら不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。
 - 6 最高管理責任者は、研究活動における不正行為が生じた場合には、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者に適切な指示を与え、速やかに必要な措置を厳正かつ適正に講じなければならない。
 - 7 前項の措置については、研究不正行為調査委員会規程に定める。

(統括管理責任者)

- 第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正防止に関し、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する統括管理責任者を置く。
- 2 統括管理責任者は、副学長（研究担当）をもってこれに充て、職名を公開する。
 - 3 統括管理責任者は、本学の不正防止対策の組織横断的な体制を統括し、基本方針に基づき、具体的な不正防止対策を策定・実施し、コンプライアンス推進責任者に研究倫理教育の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認の上、定期的に最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者および副責任者)

- 第6条 部局等における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つものとしてコンプライアンス推進責任者を置き、当該部局等の学部長、機構長および所長をもってこれに充て、職名を公開する。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督または指導する部局等における研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督しなければならない。
 - 3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて当該部局等にコンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

(防止計画推進部署)

- 第7条 本学全体の視点から、不正行為防止計画を推進し、かつ研究者等に不正行為に対する意識向上を図るため、防止計画推進部署を置く。
- 2 防止計画推進部署は、学務部学務課（以下「学務課」という。）とし、責任者は学務部長をもって充てる。
 - 3 学務課は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 不正行為防止計画の立案・計画・推進に関すること。
 - (2) 不正行為防止計画の検証に関すること。
 - (3) 不正行為発生要因に対する改善策の策定に関すること。
 - (4) 不正行為の防止に関する行動規範に関すること。

(不正行為防止に向けた措置)

第8条 学務課は、不正行為防止の取り組みの状況を本学のホームページ等で公表するとともに、その施策を確実に継続的に推進するものとする。

(告発等受付窓口)

第9条 本学における不正行為に関する告発等を受け付ける窓口(以下「受付窓口」という。)を弁護士および学務課に置くものとする。

2 本学における受付窓口責任者は、学務部長とする。

(告発等受付処理体制等の周知)

第10条 最高管理責任者は、受付窓口の名称、場所、連絡先、受付の方法その他必要な事項を定め、本学内外に周知する。

(告発等の受付)

第11条 告発等は、受付窓口に対する書面、ファクシミリ、電子メール、電話、面談により、受付窓口に直接行われるものとする。

2 告発等は、顕名により、不正行為を行ったとする研究者・研究グループ等の氏名または名称、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的合理的理由が示されているもののみ受け付ける。

3 第9条第2項に規定する責任者は、告発等を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するものとし、告発を受け付けた旨を当該告発者に通知する。この場合において、面談または電話により告発を受け付けたときは、当該告発者に口頭で受け付けた旨を連絡することにより通知を省略することができる。

4 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに当該告発の受理および当該告発された事案に係る予備調査の実施の要否を、統括管理責任者および関係するコンプライアンス推進責任者ならびに最高管理責任者が指名した者と協議の上、決定する。この場合において、この規程に定める不正行為以外の告発内容については、当該関係する部局等に移送するものとし、本学以外に調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する研究機関等に当該告発内容について通知するものとする。

5 最高管理責任者は、当該告発内容が法律等に違反するおそれがある場合は、関係機関に連絡するものとする。

6 統括管理責任者は、第4項の協議の結果、当該告発を受理することとなった場合は、その旨を、当該告発者に通知する。この場合において、当該告発者に対してより詳細な情報提供および調査への協力依頼をすることがある旨を併せて通知するものとする。

7 統括管理責任者は、第4項の協議の結果、当該告発を受理しないこととなった場合は、その旨を、理由を付して、当該告発者に通知するものとする。

8 告発の受付および調査を担当する者は、自己と利害関係のある事案に関与してはならない。

(匿名告発等の取扱い)

第12条 前条に規定するもののほか、匿名による告発があった場合は、告発内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

2 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合は、その内容に応じ、顕名による告発に準じて取り扱うものとする。

(秘密保持等)

第13条 受付窓口の職員は、告発を受け付ける場合、個室で面談し、電話もしくは電子メー

ル等を受付窓口の担当職員以外は見聞できないようにするなど、告発内容や告発者の秘密を守るため、適切な方法を講じなければならない。

- 2 受付窓口の職員およびこの規程に定める業務に携わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。研究者等でなくなった後も、同様とする。
- 3 最高管理責任者は、告発者、当該告発の対象となった研究者等（以下「被告発者」という。）、告発内容および調査内容について、調査結果の公表まで、告発者および被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、調査事案が漏洩した場合は、告発者および被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者または被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、本人の了解は不要とする。
- 5 最高管理責任者は、告発者および被告発者に通知するときは、告発者、被告発者および当該調査に協力した者等の人権、プライバシー等を侵害しないよう配慮しなければならない。

（告発者・被告発者の取扱い）

- 第14条 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的または全面的に禁止し、また、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

（悪意に基づく告発）

- 第15条 被告発者を陥れるため、もしくは被告発者が行う研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの損害を与えること、または被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思（以下「悪意」という。）に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付ける。
- 2 最高管理責任者は、調査の結果、前項の悪意に基づく告発であることが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講ずることができる。

（調査を行う機関）

- 第16条 本学に所属する研究者等に係る研究活動の不正行為または研究費の不正使用の告発があった場合、本学が告発された事案の調査を行う。
- 2 被告発者が複数の研究機関等に所属する場合は、原則として、被告発者が告発された事案に係る研究等を主に行っていた研究機関等を中心に、所属する複数の研究機関等が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる機関および調査に参加する機関については、関係機関間において、告発された事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
 - 3 本学に所属する研究者等が本学と異なる研究機関等で行った研究等に係る告発があった場合は、本学と研究等が行われた研究機関等とが合同で、告発された事案に係る調査を行う。
 - 4 被告発者が、告発があった時点において既に離職している場合は、現に所属する研究機関等との協力により本学と合同で、告発された事案に係る調査を行う。この場合において、被告発者が離職後、どの研究機関等にも所属していないときは、告発された事案に係る研究等を本学で行っていたときは、本学が告発された事案に係る調査を行う。
 - 5 本学は、前各項により告発された事案に係る調査を行うこととなった場合は、被告発者が現に研究者等であるかどうかにかかわらず、誠実に調査を行うものとする。
 - 6 本学は、他の研究機関等または研究者コミュニティに、調査の一部または全部を委託することもしくは調査を実施する上での協力を求めることができる。

(調査の協力義務)

第 17 条 調査の対象となる部局等は、調査の円滑な実施のために、当該調査を行う者に対して積極的に協力しなければならない。

- 2 部局等は、調査を実施する上で必要な書類等の提出を求められたときは、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(予備調査実施の要否の決定および通知)

第 18 条 最高管理責任者は、当該告発された事案に係る予備調査の実施の要否について決定された場合は、当該告発者にその旨通知する。この場合において、予備調査を実施しないこととなった場合は、その旨を、理由を付して、当該告発者に通知するものとする。

- 2 最高管理責任者は、予備調査を実施することを決定した場合は、資金配分機関等および文部科学省に対して予備調査を実施する旨通知する。この場合において、被告発者が本学以外の研究機関等に所属しているときは、当該所属機関等に対しても予備調査を実施する旨通知するものとする。
- 3 最高管理責任者は、不正行為が行われようとしている、または不正行為を求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に対して不正行為を行わないよう警告を行うものとする。

(予備調査の実施等)

第 19 条 統括管理責任者は、最高管理責任者から予備調査の開始を指示されたとき、または当該告発された事案に係る予備調査の実施が決定されたときは、当該告発または情報提供された事案に係る予備調査を迅速かつ公平に行う。

- 2 統括管理責任者は、予備調査を行うため、研究者等その他必要と認める者からなる調査委員会を設置する。この場合において、調査委員会は、統括管理責任者が指名する者を委員として構成する。
- 3 調査委員会は、予備調査の対象となる部局等に対して関係資料の提出、事実の証明その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、関係者のヒアリングを行い、次の各号に掲げる予備調査を実施する。
 - (1) 告発等された不正行為が行われた可能性に関すること。
 - (2) 告発等された際示された科学的合理的理由の論理性に関すること。
 - (3) その他、調査委員会が必要と認める事項に関すること。
- 4 調査委員会は、告発等がなされる前に取り下げられた論文等に対する予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、研究活動における不正行為の問題として本調査をすべきか否かを予備調査し、判断するものとする。
- 5 統括管理責任者は、告発を受理した日または予備調査を命ぜられた日から起算して概ね 30 日以内に前 2 項の予備調査の結果を最高管理責任者に報告するものとする。

(本調査実施の要否の決定および通知)

第 20 条 最高管理責任者は、前条第 5 項の報告に基づき、当該告発等された事案に係る本調査の実施の要否を決定する。

- 2 最高管理責任者は、前項により本調査を実施することを決定した場合は、配分機関等および文部科学省に対して本調査を実施する旨通知する。この場合において、被告発者が本学以外の研究機関等に所属しているときは、当該所属機関等に対しても本調査を実施する旨通知するものとする。
- 3 最高管理責任者は、第 1 項により本調査を実施することが決定された場合は、告発者および被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 最高管理責任者は、第 1 項により本調査を実施しないことが決定された場合は、その旨

を、理由を付して、当該告発者に通知するものとする。

- 5 最高管理責任者は、本調査を実施しないときは、予備調査に係る資料等を保存するものとし、当該配分機関等および文部科学省または告発者の求めに応じ、開示することができるものとする。
- 6 本調査は、第1項による本調査の実施の決定された日から起算して概ね30日以内に開始するものとする。

(本調査の実施)

- 第21条 統括管理責任者は、前条第1項により、本調査を実施することが決定された場合は、本調査を行う。この場合において、本調査に当たっては、本調査の関係者以外の者および被告発者が特定されないよう配慮するものとする。
- 2 最高管理責任者は、本調査を行うため、研究者等その他必要と認める者からなる不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
 - 3 調査委員会の構成は、研究不正行為調査委員会規程に定める。
 - 4 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名・所属を告発者および被告発者に通知するものとする。
 - 5 前項の通知を受けた告発者および被告発者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、最高管理責任者に対して、異議申立書（様式第1号）により、調査委員会委員の指名に関する異議申し立てをすることができる。
 - 6 最高管理責任者は、前項の異議申し立てがあった場合は、異議申し立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者および被告発者に通知するものとする。
 - 7 調査委員会は、次の各号に掲げる事案に応じ、本調査を行う。
 - (1) 研究活動における不正行為に係る事案 指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング、再実験の要請等
 - (2) 研究費の不正使用に係る事案 各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査、関係者のヒアリング等
 - 8 調査委員会は、前項第1号に係る本調査を実施する際において、調査委員会が被告発者に再実験等により再現性を示すことを求めた場合、または被告発者が自らの意思によりそれを申し出た場合は、それに要する期間および機会（機器、経費等を含む。）を保障するものとする。ただし、被告発者により同じ内容の申出が繰り返し行われた場合において、申出が当該事案の引き延ばしを主な目的とするものであると調査委員会が判断するときは、当該申出を認めないものとする。
 - 9 調査委員会は、本調査の実施に当たり、被告発者に対して弁明の機会を与えなければならない。
 - 10 調査委員会は、本調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、本調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮するものとする。
 - 11 調査委員会の本調査に対し、告発者および被告発者、その他当該告発等された事案に係る者は誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

- 第22条 本調査の対象は、告発等された事案に係る研究または研究費のほか、調査委員会の判断により本調査に関連した被告発者の他の研究をも含めることができる。

(証拠の保全措置)

- 第23条 調査委員会は、本調査に当たって、告発等された事案に係る研究または研究費に関して、証拠となる資料等を保全する措置をとる。この場合において、研究等が行われた研

究機関等が本学でないときは、調査委員会は、告発等された事案に係る研究または研究費に関して、証拠となる資料等を保全する措置をとるように当該研究機関等に依頼するものとする。

- 2 調査委員会は、前項の措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しないものとする。

(本調査の中間報告)

第 24 条 最高管理責任者は、告発等された事案に係る配分機関等および文部科学省の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の中間報告を提出するものとする。

(告発等に関する不正行為の疑惑への説明責任)

第 25 条 調査委員会の本調査において、被告発者が研究活動における不正行為に係る告発等に関して、疑惑を晴らそうとする場合、被告発者は、自己の責任において、当該研究が適正な方法および手続きに則って行われたことならびに論文等もそれに基づいて適切な表現で執筆されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。この場合において、再実験等を必要とするときは、第 21 条第 8 項に規定する被告発者に対し再実験に要する期間および機会（機器、経費等を含む。）を保障するものとする。

- 2 調査委員会の本調査において、被告発者が研究費の不正使用に係る告発等に関して、疑惑を晴らそうとする場合、被告発者は、当該研究費の使用が適正な方法および手続きに従って行われたことを証拠となる資料等を示して説明しなければならない。

(不正行為か否かの認定)

第 26 条 調査委員会は、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為に該当するか否かの認定を本調査開始後、概ね 150 日以内に行わなければならない。

- 2 調査委員会は、被告発者の研究体制、データチェックの方法、研究費の使用状況等さまざまな点から故意性の有無を判断し認定するものとする。
- 3 調査委員会は、前項に規定する認定に当たり、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。
- 4 調査委員会は、前第 2 項の認定において、研究活動における不正行為が行われたものと認定したときは、研究活動における不正行為の内容、不正行為に関与した者およびその関与の度合い、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究における役割を認定するものとする。
- 5 調査委員会は、前第 2 項の認定において、研究費の不正使用が行われたものと認定したときは、その内容、研究費の不正使用に関与した者およびその関与の度合い、不正に使用した研究費の額を認定するものとする。
- 6 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定した場合で、本調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合において、当該認定を行うに当たっては、当該被告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 7 統括管理責任者は、前各項の認定が終了したときは、直ちに最高管理責任者にその結果を報告する。

(調査結果の通知)

第 27 条 最高管理責任者は、前条第 7 項の報告をもとに、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者および被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するとともに、当該配分機関等および文部科学省に通知するものとする。この場合において、被告発者が本学以外の研究機関等に所属しているときは、当

該所属機関にも通知するものとする。

- 2 最高管理責任者は、告発等がなされる前に取り下げられた論文等に係る本調査で、不正行為があったと認定されたときは、研究者等が自ら行った論文等の取り下げなどの前後措置およびその措置をとるに至った経緯・事情等を前項の通知に付すものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発と認定された場合において、告発者が本学以外の研究機関等に所属しているときは、当該所属研究機関等にも通知するものとする。

(不服申立ておよび再調査)

- 第 28 条 不正行為が行われたものと認定された被告発者および悪意に基づく告発をしたものとして認定された被告発者（被告発者の不服申し立てによる再調査の結果、悪意に基づく告発をしたものと認定された者を含む。以下同じ。）は、前条第 1 項の通知を受けた日から起算して 14 日以内（再調査の結果、悪意に基づく告発をしたものと認定された者については、本条第 10 項の通知を受けた日から起算して 14 日以内）に、最高管理責任者に対して、不正行為等の認定に関する不服申立書（様式第 2 号）により、不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。
- 2 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあった場合は、当該不服申立ての審査を行うよう統括管理責任者に対し指示するものとする。
 - 3 統括管理責任者は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを調査委員会の議を経て、速やかに決定する。
 - 4 統括管理責任者は、前項の不服申立てについて、再調査を行うことなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、当該申立てを行った者（以下「申立者」という。）に通知する。この場合において、当該不服申立てが当該事案の引き延ばし、または認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断したときは、最高管理責任者は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
 - 5 統括管理責任者は、再調査を行う決定をした場合は、直ちに最高管理責任者に報告するとともに、当該申立者に通知し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
 - 6 統括管理責任者は、前項の再調査に対し協力が得られない場合は、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、当該申立者に対して当該決定を通知するものとする。
 - 7 統括管理責任者は、第 2 項により最高管理責任者から不服申立ての審査を行うよう指示を受けた場合は、その旨を当該被告発者に通知し、最高管理責任者は、当該配分機関等および文部科学省に通知するものとする。不服申立ての却下または再調査開始の決定をした場合も同様とする。
 - 8 統括管理責任者は、再調査を実施した場合は、再調査開始後、概ね 50 日以内に、調査委員会において先の調査結果を変更するか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。
 - 9 最高管理責任者は、前項の調査結果の報告を受けた場合は、当該結果を被告発者および被告発者に通知するとともに、当該配分機関等および文部科学省に通知するものとする。
 - 10 最高管理責任者は、悪意に基づく告発と認定された被告発者から不服申立てがあった場合は、被告発者に通知するとともに、当該配分機関等および文部科学省に通知するものとする。
 - 11 統括管理責任者は、前項の申立てについては、当該申立て後、概ね 30 日以内に調査委員会において再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。
 - 12 最高管理責任者は、前項の調査結果の報告を受けた場合は、当該結果を被告発者および被告発者に通知するとともに、当該配分機関等および文部科学省に通知するものとする。

(調査の公正性に関する不服申立て)

- 第 29 条 不正行為が行われたものと認定された被告発者および悪意に基づく告発をしたものと認定された告発者が、前条に規定する不服申立てを行う場合において、当該申立ての趣旨が、調査委員会委員の構成等、調査の公正性に係るものであるときは、最高管理責任者に対して、不正行為等の認定に関する不服申立書（様式第 2 号）により、不服申立てを行うものとする。
- 2 最高管理責任者は、前項の不服申立ての内容が、調査委員会委員に関するものの場合、当該申立ての対象となった調査委員会委員に代えて、他の者を委員とすることができる。

(調査資料の提出)

- 第 30 条 最高管理責任者は、本調査が継続中であっても、当該配分機関等および文部科学省から当該事案に係る資料の提出または閲覧を求められた場合は、本調査に支障がある等正当な理由があるときを除き、これを拒むことはできない。

(調査結果の公表)

- 第 31 条 最高管理責任者は、研究活動における不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。公表の内容は、研究活動における不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、当該調査結果の公表時までに本学が行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等とする。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定されたときは、不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 2 最高管理責任者は、研究活動における不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合または論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 3 前項ただし書きの公表の内容は、不正行為には該当しないこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。）、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等とする。
- 4 最高管理責任者は、本調査の結果、悪意に基づく告発の認定があった場合は、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由を公表する。
- 5 研究費の不正使用に該当する旨の認定があった場合は、当該不正使用の内容その他の必要な事項を公表するものとする。

(本調査中における一時的措置)

- 第 32 条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。
- 2 最高管理責任者は、配分機関等および文部科学省から、被告発者の当該研究費の支出停止等を命ぜられた場合は、配分機関等および文部科学省の指示に従い必要な措置を講じるものとする。

(研究費の支出停止)

- 第 33 条 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定があった場合は、不正行為に関与した者に対して直ちに当該研究費の支出停止を命ずるものとする。
- 2 不正行為が認定された論文等の内容について、責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）に対しても、不正行為に関与した者と同様、当該研究費の支出停止を命ずるものとする。

(論文等の取り下げ勧告)

第 34 条 最高管理責任者は、被認定者に対して不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して 14 日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

3 最高管理責任者は、被認定者が第 1 項の勧告に応じない場合は、その事実を公表する。

(措置の解除等)

第 35 条 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、本調査の対象とした研究費の支出停止等の措置を速やかに解除するものとする。ただし、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後、または不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除するものとする。

2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、当該事案が不正行為に該当しない旨を調査関係者に対して周知する。この場合において、当該事案が調査関係者以外に漏洩しているときは、調査関係者以外にも同様に周知するものとする。

3 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったとの認定がなされた者の名誉を回復するため、不利益を生じさせないために必要な措置を講じる。

4 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合で、本調査を通じて、悪意に基づく告発の認定がなされた場合、次の各号により対処するものとする。

(1) 告発者が本学に所属する者である場合 本学の就業規則および懲戒規程に基づき、懲戒処分、刑事告発等の適切な措置をとり、その結果を公表するものとする。

(2) 告発者が本学以外の研究機関等に所属する者である場合 当該者の所属する研究機関等に対して適切な処置を行うよう求めるものとする。

(是正措置等)

第 36 条 統括管理責任者は、本調査の結果、不正行為が行われたとの認定があった場合は、最高管理責任者に対して速やかに是正および再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じる必要がある旨の申出を行うものとする。

2 最高管理責任者は、前項の申出に基づき、当該部局等の学部長、機構長および所長に対して是正措置等を命ずるとともに、必要に応じて全学的な是正措置等を講じるものとする。

3 当該部局等の学部長、機構長および所長は、前項の命により是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容を最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、第 2 項により講じた是正措置等および前項により報告を受けた是正措置等の内容を当該告発者、当該配分機関等および文部科学省に対して通知するものとする。

(処分)

第 37 条 本調査の結果、不正行為が行われたとの認定があった場合は、当該不正行為に関与した者が本学の研究者等である場合、最高管理責任者は、最終報告書に基づき、審議内容、審議方法等および認定結果等について、理事長へ報告するとともに、当該不正行為に関与した者に対して本学の懲戒規程に基づく懲戒処分の内容を具申するものとする。

2 最高管理責任者は、前項により処分を課したときは、当該資金配分機関等および文部科学省に対して処分内容を通知するものとする。

(関係機関への通知)

第 38 条 最高管理責任者は、調査を開始したとき、不正行為として認定されたとき、その他必要の都度、当該不正行為に係る配分機関等および文部科学省以外の関係機関に対して当該不正行為の内容、調査結果、是正措置等、処分内容等について通知するものとする。

(事務)

第 39 条 この規程に関する事務は、学務課が処理する。

(改廃)

第 40 条 この規程の改廃は、常務理事会で行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する（第 9 条告発等受付窓口に、顧問弁護士を加える。）。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 3 日から施行する（第 9 条顧問弁護士を弁護士に修正。）。

工学院大学最高管理責任者
学長 殿

異議申立人 _____ 印

異議申立書

次のとおり、異議申立てをします。

1 異議申立人の氏名、所属および住所

氏 名
所 属
住 所

2 異議申立てに係る処分

平成 年 月 日付けで異議申立人に対してした処分

3 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

平成 年 月 日

4 異議申立ての趣旨および理由

(1) 異議申立ての趣旨

(2) 異議申立ての理由

異議申立てに係る処分は、次の点が違法不当である。

5 添付書類（あればご記載ください。）

(様式第 2 号)

平成 年 月 日

工学院大学最高管理責任者
学長 殿

不服申立人 _____ 印

不服申立書

次のとおり、不服申立てをします。

1 不服申立人の氏名、所属および住所

氏 名
所 属
住 所

2 不服申立てに係る処分

平成 年 月 日付で不服申立人に対してした処分

3 不服申立てに係る処分があったことを知った年月日

平成 年 月 日

4 不服申立ての趣旨および理由

(1) 不服申立ての趣旨

(2) 不服申立ての理由

不服申立てに係る処分は、次の点が違法不当である。

5 添付書類 (あればご記載ください。)